

3月は保険証の切り替え時期です。

国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は平成23年3月31日までです。有効期限が切れたまま4月以降に医療機関で受診すると医療費が全額自己負担となりますので、平成23年3月31日までに切り替えをお願いします。

国民健康保険課 ☎973-3202

保険証が郵送される世帯

平成23年2月28日までに国保税を全額完納した世帯

国民健康保険課の窓口で保険証の切り替えをする世帯

- ・国保税の未納がある世帯
- ・基地内に住所がある世帯（国保税を全額完納した場合でも窓口切り替えとなります。）
- ・住所の異動等で手続きの必要がある世帯（国保税を全額完納した場合でも窓口切り替えとなります。）

切り替え期間

3月1日(火)から
3月31日(木)まで
(土日祝祭日を除く、午前8時30分～午後5時15分)
(※本庁舎、石川庁舎、勝連庁舎、与那城庁舎どちらでも出来ます。)
3月末は、大変混雑します。早めの来所をお願いします！

窓口切り替えの際に必要なもの

- ・現在お持ちの保険証
- ・身分証（運転免許証、住民基本台帳カード等。）
- ・委任状（別世帯の方が代理で手続きをする場合は委任状が必要です。）
- ・国保税の領収書（平成23年3月1日以降に納付した場合、その領収書を持参してください。）

・在学・在園証明書（今年の4月以降に学校や施設入所のため住所を市外へ移される方で、遠隔地保険証が必要な世帯。）

（注）保険証の切り替えが既に済んでいる、遠隔地の保険証を希望する世帯は新しい保険証も持参してください。

右記のものを忘れた場合には、保険証切り替えが出来ないこともありますので、市役所に来所する前に忘れ物がないかご確認ください。

国民健康保険法の一部改正に伴い、平成20年4月1日から保険証の有効期限が世帯ごとで変わっています。新しい保険証を受け取った際は、保険証の有効期限をご確認ください。

保険証の有効期限が変わる世帯

・平成23年4月2日～平成24年3月31日までに75歳（一定の障がいがある人は65歳以上）になる人がいる世帯。
↓長寿医療制度へ移行。

・平成23年4月2日～平成24年3月1日までに65歳になる退職被保険者等がいる世帯。↓退職保険証から一般保険証への変更。

保険税に未納が無い世帯へは有効期限が切れる前に新しい有効期限の保険証を送付します。保険税に未納がある世帯の場合は、更新手続きは窓口でお約束している通りの方法で行ってください。

臓器提供の意思表示欄

保険証の裏面を利用して臓器提供意思表示欄を設けています。これを機会にご家族でよく話し合ってください。

- ・臓器提供意思表示カード等をお持ちの方もご記入ください。
- ・臓器提供を強要するものではありません。ご自身の気持ちをご記入ください。
- ・意思表示をしたくない方は、記入する必要ありません。

臓器移植に関するお問い合わせ先
(社)日本臓器移植ネットワーク
☎0120-78-1069

